

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2、内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目標計期間内に産前産後休業、及び育児休業の100%取得を目指す。

〈対策〉

- 令和7年5月～社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年7月～制度に関するパンフレットの作成・配付、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年6月～社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年9月～制度導入
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

株式会社 三宅商事
代表取締役 葭谷 光哉